

指定都市の区の組織等の状況

	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	横浜市	川崎市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	
各市・区 の基礎 数値	指定都市 移行年月日	昭和47年4月1日	平成元年4月1日	平成15年4月1日	平成4年4月1日	昭和31年9月1日	昭和47年4月1日	平成22年4月1日	平成19年4月1日	平成17年4月1日	平成19年4月1日
	推計人口(人)	1,965,161	1,085,235	1,301,861	978,158	3,741,317	1,522,241	721,910	797,029	692,194	791,643
	市域面積 [平成30年 10月現在]	1,121	786	217	272	435	144	329	726	1,412	1,558
	区数(区)	10	5	10	6	18	7	3	8	3	7
	1区 の平均人口 (人)	196	217	130	163	208	217	241	100	231	113
	最大区人口 (区名)	287 (北区)	310 (青葉区)	189 (南区)	210 (中央区)	353 (港北区)	260 (中原区)	279 (南区)	182 (中央区)	249 (葵区)	235 (中区)
	最小区人口 (区名)	114 (清田区)	137 (若林区)	90 (西区)	129 (緑区)	103 (西区)	168 (幸区)	171 (緑区)	44 (南区)	211 (駿河区)	28 (天竜区)
1区 の平均面積 [平成30年 10月現在]	112	157	22	45	24	21	110	91	471	223	

	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市	
各市・区 の基礎 数値	指定都市 移行年月日	昭和31年9月1日	昭和31年9月1日	昭和31年9月1日	平成18年4月1日	昭和31年9月1日	平成21年4月1日	昭和55年4月1日	昭和38年4月1日	昭和47年4月1日	平成24年4月1日
	推計人口(人)	2,317,646	1,463,996	2,728,981	829,088	1,522,635	719,792	1,197,929	939,276	1,582,695	738,063
	市域面積 [平成30年 10月現在]	326	828	225	150	557	790	907	492	343	390
	区数(区)	16	11	24	7	9	4	8	7	7	5
	1区 の平均人口 (人)	145	133	114	118	169	180	150	134	226	148
	最大区人口 (区名)	247 (緑区)	277 (伏見区)	193 (平野区)	159 (北区)	241 (西区)	310 (北区)	246 (安佐南区)	251 (八幡西区)	316 (東区)	189 (東区)
	最小区人口 (区名)	66 (熱田区)	37 (東山区)	63 (大正区)	38 (美原区)	95 (長田区)	95 (東区)	78 (安芸区)	57 (戸畑区)	132 (城南区)	91 (西区)
1区 の平均面積 [平成30年 10月現在]	20	75	9	21	62	197	113	70	49	78	

出典：総務省「令和元年度 指定都市制度の見直しに伴う区の状況等の調査結果」

		札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	横浜市	川崎市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市
区	職階位 (本庁●●級)	局長級	局長級	局長級	部長級 (中央区:局長級)	局長級	局長級	局長級	部長級 (他政令市の局長級に準ずる)	局長級	部長級 (他政令市の局長級に準ずる)
	市長の出席	予委・決委は全区長出席、常委に関係区長が出席する場合あり	本会議・委員会とも全区長出席	予委・決委(区審査)は、全区長が出席	本会議・委員会とも関係区長出席	予委・決委・常委に関係区長が出席する場合あり	本会議代表質問に全区長出席、一般質問・予委・決委・常委に関係区長出席	本会議・委員会とも関係区長のみ出席	本会議・委員会とも全区長出席	本会議は全区長出席、常委は関係区長が出席する場合あり	本会議は関係区長のみ出席、委員会は全区長出席
	区役員数	3,266人	1,502人	1,709人	959人	7,834人	2,385人	315人	2,096	540人	982人
職員数	全職員の割合	15%	10%	12%	8%	18%	13%	4%	19%	6%	11%
	1区平均職員数	327人	300人	170人	160人	435人	341人	105人	262人	180人	140人
標準的な区役所の組織の状況	市民分野	市民部 3課	区民部 3課 まちづくり推進部 3課	くらし応援室 区民生活部 5課	地域振興課 市民総合窓口課	総務部 6課	まちづくり推進部 4課 区民サービス部 2課	区政策課 地域振興課 区民課 まちづくりセンター	地域総務課 区民生活課	地域総務課 戸籍住民課	区振興課 区民生活課 まちづくり推進課
	保健福祉分野	保健福祉部 4~7課	保健福祉センター 7~8課	健康福祉部 5課	保健福祉センター 4~5課	福祉保健センター 6課	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所) 6課	健康福祉課 保護課	保険年金課 健康支援課 福祉事務所 4課	社会福祉課 区民生活課 健康づくり課	
	土木・建築分野	土木部 1課	建設部 3課			土木事務所	道路公園センター 2課	建設課	産業振興課		
	産業分野										
※区役所組織への編入状況	福祉事務所	○ (移行時~)	○ (移行時~)	○ (移行時~)	○ (移行時~)	○ (昭和52年~)	○ (平成7年~)	×	○ (移行時~)	○ (移行時~)	○ (移行時~)
	保健所	×	○	△(一部機能を全区へ移管)	△(一部機能を全区へ移管)	○ (平成6年編入。平成19年~支所化)	○ (平成9年~)	×	△(申請窓口機能を全区へ移管)	×	×
	保健センター	○ (平成9年~)	○ (平成8年~)	○ (移行時~)	○ (平成9年~)	—	—	×	○ (移行時~)	○ (平成28年4月~)	○ (平成22年~)
	土木事務所	○ (移行時~)	○ (移行時~)	×	△(一部機能を全区へ移管)	○ (平成17年~)	○ (平成15年~)	×	△(道路新設工事業務の一部を全区へ移管)	×	×
	建築課	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×
農政事務所	×	×	—	×	×	×	×	△	×	×	

		名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
区	職階位 (本庁●●級)	局長級	局長級	本庁局長より上位 で一般職のトップ (指定職)	局長級	局長級	局長級	局長級	局長級	局長級	局長級
	市長の出席	-	通常は出席なし、要請 により出席	本会議は区長会議の代 表者(正副会長)3区長が 出席。代表質問、一般質問 で答弁を求められた区長は 出席する。 委員会は委員から出席要 請があった場合に当該区長 が出席。また、区長として説 明(陳情の見解表明を含 む)がある場合は出席。	本会議は関係区長のみ 出席、委員会は全区長 出席	予委・決委・常委に当番 区長出席	-	-	当初議会の代表質疑の み全区長出席	本会議及び常任委員会 に全区長出席	
	区役員数	3,342人	2,057人	4,748人	926人	1,816人	527人	1,808	1,674人	2,529人	1,007人
	1区平均職員数	209人	187人	198人	132人	202人	132人	226人	239人	361人	201人
区長及び区の組織の状況	市民分野	区政部 2課2室	地域力推進室 区民部 1課	総務課 市民協働課 窓口サービス課	企画総務課 自治推進課 市民課	総務部 4課 (総務課、まちづくり課、 市民課、保険年金医療 課)	総務・地域振興課 市民保険年金課	市民部 4課 会計課	総務企画課 コミュニティ支援課 市民課	総務部 4課 市民部 4課	総務企画課 区民課 まちづくりセンター
	保健福祉分野	・保健福祉センター福祉 部 3課 ・保健福祉センター(福 祉部を除く)部署数は 区によって異なる	健康福祉部 4課 子どもはぐみ室	保健福祉課	保険年金課 保健福祉総合センター 4課	保健福祉部 3課 (福祉事務所) ・健康福祉課 ・こども家庭支援課 ・生活支援課	厚生部 3課	福祉事務所 4課 国保年金課	保健福祉センター 6課	保健福祉部 3課(福祉 事務所)	
	土木・建築分野						地域整備課	建設部3課 又は 農林建設部4課	まちづくり整備課	地域整備部 3課	
	産業分野						農林水産振興課				
※区役所組織への編入状況	福祉	○ (平成3年～)	○ (平成9年～)	○ (昭和39年～)	○ (移行時～)	○ (平成8年～)	×	(移行時～)	○ (平成6年～)	○ (移行時～)	○ (移行時～)
	保健	×	×	×	×	×	×	×	×	○ (平成9年～)	×
	健康センタ	-	○ (平成22年～)	○ (平成14年～)	○ (移行時～)	○ (平成10年～)	×	○ (平成9年～)	○ (平成6年～)	-	○ (移行時～)
	土木	×	×	×	×	×	○ (移行時～)	○ (移行時～)	×	○ (移行時～)	×
	建築課	×	×	×	×	×	×	○ (移行時～)	×	×	×
	農政	×	×	×	×	×	○ (移行時～)	△ (4箇所)	×	×	×

		札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	横浜市	川崎市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市
区の 予算の 状況	予算要求先	【管理予算、 区独自事業】 市民担当部局  【その他】 事業担当部局	【区独自事業】 財政担当部局  【その他】 事業担当部局	【管理予算、 区独自事業】 財政担当部局  【その他】 事業担当部局	【区自主企画事業】 財政担当部局  【その他】 事業担当部局	【区執行事業】 市民担当部局  【局執行事業】 事業担当部局	【管理予算、 区独自事業】 財政担当部局  【局執行事業】 事業担当部局	財政担当部局	財政担当部局	【区独自事業】 財政担当部局  【局執行事業】 事業担当部局	【管理予算、 区独自事業】 財政担当部局  【その他】 事業担当部局
	事業名	未来へつなぐ 笑顔のまちづくり活 動推進事業	①区民協働まちづく り事業 ②地域活性化推進 事業 ③地域生活関連整 備事業	区まちづくり推進事 業	区自主企画事業	個性ある区づくり推 進費(自主企画事業 費)	地域課題対応事業	区政推進事業	特色ある区づくり予 算	①区の魅力づくり事 業 ②環境整備事業	①地域力向上事業 ②区大事業(区独自 の特色ある事業)
	令和元年度 予算額	399百万円 (1区あたり33~45百万 円)	①90百万円 (1区平均16百万円) ②33百万円 (1区平均6百万円) ③156百万円 (1区平均31百万円)	1,699百万円 (1区平均169百万円)	60百万円 (1区平均10百万円)	1,857百万円 (1区平均103百万 円)	446百万円 (1区平均64百万円)	75百万円 (1区あたり22~29百万 円)	240百万円 (1区平均30百万円)	①36百万円 (1区あたり12百万 円) ②9百万円 (1区あたり3百万円)	①97百万円 (1区あたり9~29百 万円) ②72百万円 (1区あたり0~26百 万円)
配分方法等	区の事業計画に合 わせて配分	各区が直接財政担 当部局へ予算要求	各区が直接財政担 当部局へ予算要求	各区が直接財政担 当部局へ予算要求	基礎額として18区一 律に配分する他、人 口などの地域特性等 に応じて配分	各区一律500万円 + 各区が直接財政担 当部局へ予算要求	政策的経費等(枠外 経費)を除き、財政 担当部局が枠配分	各区250万円 + 人口面積に応じた加 算分を上限に要求	各区が直接財政担 当部局へ予算要求	各区が直接財政担 当部局へ予算要求	

※凡例：当該組織を全ての区に編入しているもの「○(編入年)」、一部の区に編入しているもの「△(箇所数)」、本庁が直接管理しているもの「×(所管部局名)」

※特に指定のない限り、平成31年4月1日現在。

※「全職員」は、平成31年「地方公共団体定員管理調査」における対象職員とする。

※全職員に占める区役所職員の割合は、小数点以下を四捨五入した値とする。

		名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
区 の 予 算 の 状 況	予算要求先	①③区役所担当部局へ 予算要望 ②事業担当部局へ区が 事業提案	【区民提案・共汗型まち づくり支援事業予算】 区役所担当部局 【その他】 事業担当部局	財政担当部局	財政担当部局	事業担当部局	財政担当部局	事業担当部局	区役所担当部局	財政担当部局	【管理経費、区のまちづ くり推進経費】 財政担当部局 【その他】 事業担当部局
	事業名	①自主的・主体的な区 政運営 ②区提案連携事業 ③区の特性に応じたま ちづくり事業	区民提案・共汗型まち づくり支援事業	区の区域内の基礎自治 に関する施策・事業 ※区の区域内の基礎自 治に関する施策・事業 については、区役所予 算(区長自由経費)及び 局予算(区CM自由経 費)について、区長(区 CM)が決定権を有し、 区政を総合的に展開	区域まちづくり事業	区の個性をのばすまち づくり事業	各区まちづくり推進事業	①区の魅力と活力向上 推進事業 ②区政運営調整費 ③まちづくり振興費	区行政推進事業	区役所事業費 (魅力づくり事業等)	まちづくり推進経費 復興支援自治推進経費
	令和元年度 予算額	①161百万円 (1区平均約10百万円) ②10百万円 ③58百万円	296百万円 (1区平均27百万円)	26,691百万円 (1区平均1,112百万円) ※区長自由経費 9,509 百万円、 区CM自由経費 17,182 百万円	1,258 百万円 (1区あたり117～255百 万円)	542百万円 (1区平均60百万円)	107百万円 (1区平均26百万円)	①100百万円 (1区平均12.5百万円) ②4百万円 (1区平均0.5百万円) ③1.4百万円 (1区平均0.2百万円)	159百万円 (1区あたり19～26百万 円)	462百万円 (1区平均66百万円)	140百万円 (1区平均28百万円)
配分方法等	①8割は均等割、2割は 人口割で配分 ②局で執行 ③事業実施区の要望に 基づき配分	約5割は均等配分、残り 約5割は人口配分	基準財政需要額的な考 え方(人口や道路面積 などの客観的な指標)に もとづき算出し、財源枠 として配分	各区が直接財政担当部 局へ予算要求	各区からの要求に基づ き配分	各区が直接財政担当部 局へ予算要求	各区からの要求に基づ き配分	確定額を区の規模に応 じて按分し配分	各区が直接財政担当部 局へ予算要求	各区が直接財政担当部 局へ予算要求	

※凡例：当該組織を全ての区に編入しているもの→「○(編入年)」、一部の区に編入しているもの→「△(箇所数)」、本庁が直接管理しているもの→「×(所管部局名)」

※特に指定のない限り、平成31年4月1日現在。

※「全職員」は、平成31年「地方公共団体定員管理調査」における対象職員とする。

※全職員に占める区役所職員の割合は、小数点以下を四捨五入した値とする。

区長への事務委任の状況

(令和元年8月1日現在)

		札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	横浜市	川崎市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市	
委任事務の分野	事務の例																					
総務関係	印鑑証明、身分証明、就学証明等の諸証明	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	市税の賦課、徴収、督促、滞納処分			○		○															○	
	その他	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	
コミュニティ関係	地縁団体の認可、印鑑登録、証明					○		○	○		○	○		○								
	市民利用施設の維持管理や使用料徴収		○		○	○	○					○					○					
	その他	○		○	○	○		○			○	○			○						○	
災害対策関係	災害時における避難立退勧告指示					○																
	水難救護法に基づく水難救護					○	○				○	○					○					
	その他		○			○		○				○		○								○
国民健康保険関係	国民健康保険被保険者資格	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	
	国民健康保険料賦課徴収	○	○		○	○	○			○	○	○	○		○			○	○	○	○	
	その他	○	○			○	○			○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	
介護保険関係	介護保険被保険者資格	○	○		○	○	○					○	○			○		○			○	
	介護保険料賦課徴収	○	○		○	○	○					○	○			○		○			○	
	その他	○	○		○	○	○					○	○			○		○			○	
後期高齢者医療保険関係	後期高齢者医療保険諸届に関する事務	○					○		○			○	○			○				○	○	
	後期高齢者医療保険料賦課徴収	○	○		○	○	○					○	○		○	○		○	○	○	○	
	その他	○	○			○	○					○	○		○	○		○			○	
障害者支援関係	特定障害者給付金の事務	○	○		○	○	○				○	○			○	○		○			○	
	障害者総合支援法の規定による介護給付費等の支給に関する事務	○				○	○					○					○				○	
	その他	○			○	○	○								○			○			○	
衛生関係	火葬施設利用許可、埋火葬許可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
	行旅病人、行旅死亡人の取扱いに関する事務	○									○		○	○		○						
	その他											○										○
土木・建築関係	道路、河川等の占有許可		○																			○
	屋外広告物許可、申請手数料徴収		○																			
	その他		○																○		○	

## 事務分掌条例制定の状況

(令和元年8月1日現在)

指定都市名	条例名	条例に規定されている分掌事項	具体的な事務の例
札幌市	札幌市区の設置等に関する条例	(1) 区のまちづくりに係る総合調整に関する事項 (2) 区の住民生活に関する事項 (3) 区の道路、公園及び河川の管理及び工事に係る事項 (4) 区の社会福祉、子どもの育成及び保健衛生に関する事項	(1) 区行政の推進に係る事項の調査、企画及び調整など (2) 住民記録、戸籍、印鑑登録、防犯、区災害対策、住民組織の振興など (3) 道路、公園、河川の維持管理、道路等の除雪の計画及び除雪に係る地域との連携など (4) 地域福祉、区民生委員・児童委員、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、高齢者・障がい者福祉、介護保険制度、母子保健・地域子育て支援事業、生活保護、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金など
仙台市	仙台市区の設置等に関する条例	(1) 区の事務及び事業の推進に係る総合調整に関する事項 (2) 区民生活及び区の地域づくりに係る事項 (3) 区の社会福祉及び社会保障に関する事項 (4) 区の保健衛生に関する事項 (5) 区の緑地及び公園に関する事項 (6) 区の道路に関する事項 (7) 区の建築に関する事項	(1) 区役所内事務の連絡調整等 (2) 区民協働まちづくり事業、まちづくり活動助成等 (3) 児童手当、生活保護等 (4) 予防接種、食品営業の許可及び登録等 (5) 公園の新設・維持管理等 (6) 道路の新設及び改築・維持修繕等 (7) 建築物の敷地と道路の関係の建築許可、建築相談等
さいたま市	さいたま市区の設置等に関する条例	(1) 区民の生活に関する事項 (2) 区民の健康及び福祉に関する事項	(1) 戸籍の記載及び編製に関する事項など (2) 民生委員・児童委員に関する事項など
千葉市	千葉市区の設置等に関する条例	(1) 区の活性化及び区における課題の解決に関する事項 (2) 区民に身近な行政サービスに関する事項	(1) 区民参加行事の実施、地域文化の振興、地域防犯活動の推進、自主防災組織の育成支援及び地域交通安全対策の実施等 (2) 住民異動届及び戸籍届の受理、住民票及び印鑑登録証明等各種証明の交付、国民健康保険に関する資格得喪・給付、高齢者、障害者及び子どもの福祉に関する各種手当の申請受付・給付、介護保険の資格得喪・給付、道路の簡易修繕等
横浜市	横浜市区役所事務分掌条例	(1) 区の行政運営に係る企画及び総合調整に関する事項 (2) 区における地域の振興に関する事項 (3) 区における戸籍及び住民基本台帳に関する事項 (4) 区における社会福祉、保健及び衛生に関する事項 (5) 区における住民の安全に資するまちづくりに関する事項 (6) その他区における住民に身近な行政サービスに関する事項	(1) 区の運営方針、地域福祉保健計画など (2) 地域課題解決に向けた総合調整、自治会・町内会に関する事項、生涯学習の支援など (3) 転入・転出などの異動届、住民票の写しの発行、婚姻・出生・死亡などの届出など (4) 民生委員・児童委員、食品関係営業許可、高齢者福祉保健サービス、母子健康手帳、生活保護、国民健康保険・介護保険など (5) 防災に関する事項、交通安全運動、道路の舗装・修繕・改良など (6) 自動車仮ナンバー、各種税証明書の申請、公金の収入・支出等の事務など
川崎市	川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域及び事務分掌を定める条例	(1) 安全で安心なまちづくりに関する事項。 (2) 地域における保健衛生、社会福祉及び社会保障に関する事項。 (3) 子ども及び子育ての支援に関する事項。 (4) 暮らしやすい地域づくりに関する事項。 (5) その他区民に身近な行政サービスに関する事項。	(1) 交通安全対策、防災証明書発行 (2) 感染症対策、犬の登録 (3) 児童扶養手当 (4) 町内会に関する事項、区民会議に関する事項 (5) 住民票の写しの発行
相模原市	相模原市区の設置等に関する条例	(1) 区のまちづくりに関する事項。 (2) 区民生活に関する事項。	(1) 区ビジョン推進事業、区の魅力づくり事業、地域活性化事業等 (2) 戸籍、住民基本台帳、印鑑登録に関する事務等

指定都市名	条例名	条例に規定されている分掌事項	具体的な事務の例
新潟市	新潟市区役所事務分掌条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 区政の基本的な計画及び重要施策の企画に関する事項</li> <li>(2) 区自治協議会に関する事項</li> <li>(3) 地域コミュニティの振興に関する事項</li> <li>(4) 文化及びスポーツの振興に関する事項</li> <li>(5) 広報及び広聴に関する事項</li> <li>(6) 住民基本台帳及び戸籍に関する事項</li> <li>(7) 国民健康保険に関する事項</li> <li>(8) 環境衛生及び一般廃棄物に関する事項</li> <li>(9) 社会福祉及び保健に関する事項</li> <li>(10) 介護保険に関する事項</li> <li>(11) 産業の振興に関する事項</li> <li>(12) 観光の振興に関する事項</li> <li>(13) 都市計画に関する事項</li> <li>(14) 道路及び公園に関する事項</li> <li>(15) 防災、防犯及び交通安全に関する事項</li> <li>(16) 予算その他財務に関する事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 区ビジョンの策定</li> <li>(2) 区自治協議会の運営</li> <li>(3) 地縁団体の認可</li> <li>(4) 文化・スポーツイベントの実施</li> <li>(5) 区だよりの発行</li> <li>(6) 諸証明の交付</li> <li>(7) 国民健康保険料の賦課、徴収</li> <li>(8) ごみの相談</li> <li>(9) 児童手当の認定・支給</li> <li>(10) 要介護認定</li> <li>(11) 商工業の融資制度</li> <li>(12) 観光資源の管理・支援</li> <li>(13) 開発行為の許可</li> <li>(14) 道路の整備及び維持管理</li> <li>(15) 防災意識の啓発</li> <li>(16) 区役所の予算及び決算の総括</li> </ul>
静岡市	静岡市区の設置等に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 区の市民生活に関する事項</li> <li>(2) 区の社会保障に関する事項</li> <li>(3) 区社会福祉に関する事項</li> <li>(4) 区保健衛生に関する事項</li> <li>(5) 区の子どもの育成に関する事項</li> <li>(6) 区の防災に関する事項</li> <li>(7) 市民との協働及び市民参画による区の個性を生かしたまちづくりの推進に関する事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市民相談に関すること</li> <li>(2) 国民健康保険に関すること(市長が定めるものを除く。)</li> <li>(3) 高齢者の総合相談に関すること</li> <li>(4) 健康増進法に定める保健指導の実施に関すること</li> <li>(5) 児童手当、児童扶養手当及び子ども手当の支給に関すること</li> <li>(6) 区の防災訓練に関すること</li> <li>(7) 区の魅力づくり事業に関すること</li> </ul>
浜松市	浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) まちづくりに関する事項</li> <li>(2) 社会福祉、社会保障及び保健衛生に関する事項</li> <li>(3) 子どもに関する事項</li> <li>(4) 前3号に掲げるもののほか、区民に身近な行政サービスに関する事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域振興事業</li> <li>(2) 国民健康保険に係る事務</li> <li>(3) 児童手当、児童扶養手当に係る事務</li> <li>(4) 印鑑登録証明</li> </ul>
名古屋市	区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び事務分掌に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 区政の総合的な企画及び調整を行うことによる総合行政の推進に関すること。</li> <li>(2) 区の特性に応じたまちづくりに関すること。</li> <li>(3) 区民の生活、福祉及び保健その他区民に身近な行政サービスに関すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 区内・局・地域との連絡・調整</li> <li>(2) 歴史・風土などの区の特性に応じたまちづくり</li> <li>(3) 住民基本台帳に関すること、児童及びひとり親家庭等の福祉に関すること等</li> </ul>
京都市	京都市区役所事務分掌条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 区民が主体のまちづくりの推進及びその推進に関する総合的な調整に関すること。</li> <li>(2) 地域コミュニティの活性化、地域の安心かつ安全なまちづくりの推進及び個性をいかした活力あふれる地域づくりに資する取組の実施に関すること。</li> <li>(3) 区民のための社会福祉、社会保険及び保健衛生に関すること。</li> <li>(4) 区民に身近な行政サービスの提供に関すること。</li> <li>(5) 区に関する情報の収集及び提供に関すること。</li> <li>(6) 前各号に掲げるもののほか、地方自治法第153条第1項の規定に基づき市長が区長に委任する事務に関すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 区基本計画、区民のまちづくり活動の支援など</li> <li>(2) 地域振興、市政協力委員、災害対策など</li> <li>(3) 介護保険、児童手当、児童扶養手当、国民健康保険など</li> <li>(4) 戸籍、住民基本台帳など</li> <li>(5) 広報及び広聴など</li> <li>(6) 行旅病人・行旅死亡人、埋葬許可など</li> </ul>
大阪市	区の事務所の名称、位置及び所管区域並びに事務分掌に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 区における地域づくり及び安全で安心なまちづくりに関する事項</li> <li>(2) 区における社会福祉、社会保障及び保健衛生に関する事項</li> <li>(3) その他区民に身近な行政サービスに関する事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域の振興、地域の防犯対策及び安全対策など</li> <li>(2) 保健福祉に係る総合相談及び地域支援、国民健康保険、母子保健など</li> <li>(3) 統計調査、戸籍及び住民基本台帳など</li> </ul>



指定都市名	条例名	条例に規定されている分掌事項	具体的な事務の例
堺市	堺市区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び分掌事務を定める条例	(1)まちづくりに関する事項 (2)区民生活に関する事項 (3)社会福祉に関する事項 (4)医療保険、介護保険及び国民年金に関する事項 (5)保健衛生に関する事項 (6)子育て支援に関する事項 (7)その他区民に身近な行政サービスに関する事項	(1)区民評議会、区教育・健全育成会議に関する事など (2)住民票の写し等及び印鑑登録証明書の交付に関する事など (3)生活保護法に基づく給付に関する事など (4)国民健康保険料の賦課に関する事など (5)地域住民の健康の保持及び増進に関する事など (6)育児相談、ひとり親家庭相談及び女性相談に関する事など (7)市民相談に関する事など
神戸市	神戸市区の設置等に関する条例	(1)区の住民生活に関する事項 (2)区の安全で安心なまちづくりに関する事項 (3)区の社会福祉、社会保障及び保健衛生に関する事項 (4)区の子供の育成等に関する事項	(1)諸証明の発行、各種届出、年金・保険関係の業務 (2)防災・地域活性、コミュニティ支援業務 (3)民生委員、障害者支援、食品・環境・動物の衛生に係る相談業務など (4)子育て支援の推進に関する事
岡山市	岡山市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域並びに任務を定める条例	(1)区民に身近な行政サービスの提供 (2)区の特性をいかした地域の振興 (3)区域内の道路、河川、公園等の整備及び維持管理による生活環境の向上 (4)区域内における災害への対応	(1)戸籍、住民基本台帳、印鑑登録等に関する事務 (2)まちづくり推進事業関連事務 (3)区域内の生活道路等の整備及び維持管理に関する事務  (4)各区の災害対策本部等に関する事務
広島市	広島市区の設置等に関する条例	(1)広報及び広聴に関する事。 (2)まちづくりの推進に関する事。 (3)危機管理に関する事。 (4)国民健康保険及び国民年金に関する事。 (5)社会福祉に関する事。 (6)保健衛生に関する事。 (7)介護保険に関する事。 (8)後期高齢者医療に関する事。 (9)農林業その他産業に関する事。 (10)建築及び住宅に関する事。 (11)道路、公園その他施設に関する事。 (12)その他住民に身近な行政サービスであつて市長が定めるものに関する事。	(1)広報紙の作成 (2)区の魅力と活力の向上推進 (3)区災害警戒本部・対策本部の運営 (4)国民健康保険の加入・脱退 (5)生活保護の決定・相談・指導 (6)成人と高齢者の健康相談・健康診断 (7)介護保険者証の交付 (8)後期高齢者医療の手続き (9)農業の技術指導 (10)市営住宅の入居申込・維持管理 (11)道路・橋りょうの新設・改良 (12)印鑑登録・証明
北九州市	区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び事務分掌に関する条例	(1)区が主体となって行うまちづくりに関する事項 (2)区におけるコミュニティの活動の支援に関する事項 (3)住民基本台帳及び戸籍に関する事項 (4)区における社会福祉、社会保障及び保健衛生に関する事項 (5)区における道路その他土木に関する事項 (6)区における子ども及び家庭に係る行政サービスに関する事項 (7)その他区における行政サービスに関する事項	(1)区行政推進事業 (2)自治会等の地域コミュニティの支援 (3)住民票の発行 (4)国民健康保険 (5)道路の維持補修 (6)子ども医療 (7)災害対応

指定都市名	条例名	条例に規定されている分掌事項	具体的な事務の例
福岡市	福岡市区の設置等に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 広報及び広聴に関する事項</li> <li>(2) 税務に関する事項</li> <li>(3) 市民生活に関する事項</li> <li>(4) スポーツに関する事項</li> <li>(5) 子どもに関する事項</li> <li>(6) 社会福祉に関する事項</li> <li>(7) 社会保障に関する事項</li> <li>(8) 保健衛生に関する事項</li> <li>(9) 環境保全に関する事項</li> <li>(10) 廃棄物に関する事項</li> <li>(11) 文化に関する事項</li> <li>(12) 公園及び緑地に関する事項</li> <li>(13) 道路に関する事項</li> <li>(14) 河川に関する事項</li> <li>(15) 下水道に関する事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市民相談、広報物の配布等</li> <li>(2) 市税に係る証明及び閲覧等</li> <li>(3) 印鑑の登録及び証明等</li> <li>(4) 市民の体力づくりに関すること等</li> <li>(5) 児童手当の支給等</li> <li>(6) 特別障害者手当の支給等</li> <li>(7) 生活保護に基づく金品の支給等</li> <li>(8) 食品衛生許可等</li> <li>(9) 清掃相談等</li> <li>(10) 清掃委託業務の検査等</li> <li>(11) 具体例: 市民文化祭の開催等</li> <li>(12) 公園、緑地の占用許可等</li> <li>(13) 道路の舗装及び側溝改良等</li> <li>(14) 河川の維持修繕等</li> <li>(15) 下水道及び水路の敷地の寄付採納等</li> </ul>
熊本市	熊本市区の設置等に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 区のまちづくりに関すること。</li> <li>(2) 区の住民生活に関すること。</li> <li>(3) 区の保健衛生、社会福祉及び社会保障に関すること。</li> <li>(4) 法令等に基づき区において処理することとされる事務に関すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域コミュニティ活動支援等</li> <li>(2) 各種証明、環境衛生関係等</li> <li>(3) 高齢者・障がい者支援、医療、国保・年金、生活保護関係等</li> <li>(4) 選挙事務、教育委員会補助執行等</li> </ul>

議会における区を単位として調査・審査等を行う仕組みの設置状況

(令和元年8月1日現在)

指定都市名	議会における区を単位として調査・審査等を行う仕組みの有無	設置組織の名称 (設置時期)	委員構成(委員数)	任期	所掌事務・権限等	活動状況
札幌市	無	—	—	—	—	—
仙台市	無	—	—	—	—	—
さいたま市	無	—	—	—	—	—
千葉市	無	—	—	—	—	—
横浜市	有	区づくり推進横浜市議員会議 (平成6年5月25日)	当該区選出の市議員(2~8名)	市議員の任期による	横浜市議会基本条例にて設置を規定 【協議事項】 個性ある区づくり推進費*に関して協議する。また、区の主要事業(区内において局が行う事業及び区配事業を含む)に関して必要に応じ協議する。 ※区の自主企画事業費等によって構成される予算	・個性ある区づくり推進費の翌年度予算案に関する協議 ・個性ある区づくり推進費の当該年度執行計画等に関する協議 ・個性ある区づくり推進費の前年度実績と当該年度の執行状況及び翌年度予算編成の考え方に関する協議 ・局が行う事業及び区配事業を含む区の主要事業に関する協議 (適宜)
川崎市	無	—	—	—	—	—
相模原市	無	—	—	—	—	—
新潟市	無	—	—	—	—	—
静岡市	無	—	—	—	—	—
浜松市	無	—	—	—	—	—
名古屋市	無	—	—	—	—	—
京都市	無	—	—	—	—	—
大阪市	無	—	—	—	—	—
堺市	無	—	—	—	—	—
神戸市	無	—	—	—	—	—
岡山市	有	大都市制度調査特別委員会 (令和元年5月17日設置)	9名	付議された事件が議会において審議されている間	1 大都市制度に関する調査 2 区別計画と中心市街地のにぎわい創出に関する調査	区別計画の進行管理、評価方法、各地域が抱える課題についての調査を行っている。
広島市	無	—	—	—	—	—
北九州市	無	—	—	—	—	—
福岡市	無	—	—	—	—	—
熊本市	無	—	—	—	—	—

## 総合区の設置状況

- 総合区を設置している指定都市は無い。(令和元年8月1日現在)

## 地方自治法に基づく区地域協議会の設置状況

### ◎ 該当 2市

	新潟市	浜松市
設置組織	法第252条の20第6項に規定する区地域協議会(19年4月設置) (名称:区自治協議会)	法第252条の20第6項に規定する区地域協議会(19年4月設置) (名称:区協議会)
委員構成(委員数)	30人以内で構成 ・地域から選出された者・公共的団体等から選出された者 ・学識経験者・公募による者	定数20人(西区・北区・天竜区は25人) (以下、各区合計数) ・区協議会が選定した公共的団体等から推薦された者100名 ・区協議会から直接指名された者42名 ・公募による者13名
選任方法	区自治協議会からの推薦に基づき市長が任命する。推薦に当たっては、各区自治協議会内に置かれる推薦会議による。	区協議会が設置する推薦会(区協議会委員3~7名で構成)が、公共的団体等の選定案、公募委員の公募方法・選定方法案、直接指名委員の推薦案の作成等を行い、区協議会で承認した後、案に基づき、市長が選任する。
任期	2年(再任は、原則1回まで)	2年(再任は1回限り)
所掌事務・権限	<p>① 当該区域に係る市長等からの諮問事項に対する答申</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>区役所が所掌する事務に関する事項</li> <li>前号に掲げるもののほか、市が処理する区の区域に係る事務に関する事項</li> <li>市の事務処理に当たっての区民等との連携の強化に関する事項</li> </ul> <p>② 当該区域の事項に係る市長の必須意見聴取</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総合計画及びこれに準ずる計画に関する事項</li> <li>区役所が所管する公の施設の設置及び廃止に関する事項並びに管理に関する基本的事項</li> <li>特色ある区づくり予算に係る事業の企画立案に関する事項</li> </ul>	<p>① 当該区域に係る市長等からの諮問事項に対する答申</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該区の区役所が所掌する事務に関する事項</li> <li>上記のものほか、市が行う当該区の区域に係る事務に関する事項</li> <li>市の事務処理に当たっての当該区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項</li> <li>新市建設計画に関する事項</li> <li>合併協議会における協議事項その他その協議に係る重要な事務事業に関する事項</li> <li>基本構想及び総合計画その他これらに準じるものとして市長が認める計画に関する事項</li> <li>区役所に係る予算編成に関する事項</li> <li>大規模な組織改編に関する事項</li> <li>区の区域内における、庁舎その他の公用施設及び当該区域の住民生活に密接に関連する公の施設の設置又は廃止に関する事項</li> <li>これらに掲げるもののほか、規則で定める重要な事項</li> </ul> <p>② 当該区域に係る建議・要望</p>
報酬の有無	報酬なし (ただし、会議等に出席した委員には、3,000円の費用弁償を支給)	日額5,000円 (会長職は日額6,000円)
平成23年度の活動状況(標準的な区の例)	年12回(中央区自治協議会)	年12回(中区協議会)

出典:各指定都市に対する状況調査(平成24年6月)の結果をもとに作成

出典:第30次地方制度調査会第15回専門小委員会資料

(平成24年6月27日)

## 区単位の住民自治に関する組織の設置状況(任意設置)

### ◎ 該当 11市

	札幌市	さいたま市
設置組織	区民協議会 (組織名称、設置時期、構成団体等は区によって異なる)	区民会議 (平成15年4月1日)
委員構成(委員数)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連合町内会その他の地域の各種まちづくり活動団体</li> <li>・ 構成団体の範囲や数は、区によって異なる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則20名以内(区長の裁量により増員することができる。)</li> </ul>
選任方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区によって異なる。</li> </ul>	(桜区区民会議の例) 合計16名 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種団体又は市民活動団体から推薦を受けた者10名</li> <li>・ 大学から推薦された者1名</li> <li>・ 公募により選出された者5名</li> </ul>
任期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団体又は団体の代表者を構成員としており、原則として任期の定めはない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2年(再任は、原則1回まで)</li> <li>・ 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</li> </ul>
所掌事務・権限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区民協議会では、自ら設定したテーマや各構成団体の活動内容に関する情報共有や地域課題を把握した上での意見交換などの活動を行っており、その対象とする範囲については特段の制約はない。</li> </ul>	① 区民が主体となって、区内のさまざまな課題等を協議し、区長に提言する。 ② 協議内容は、区が主体的に取り組むべき地域課題等を基本とし、テーマ設定の範囲は概ね次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区長から提示したもの</li> <li>・ 委員の発意によるもの</li> </ul>
報酬の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報酬・費用弁償なし。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報酬なし (ただし、予算の範囲内で、会議の出席に対し、交通費程度を支給することができる。)</li> </ul>
平成23年度の活動状況(標準的な区の例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区によって、取り上げるテーマや活動の形態(情報共有、意見交換、実践活動等)は様々である。</li> </ul>	桜区の例・・・年7回 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1回 平成23年5月26日 協議テーマについて協議</li> <li>・ 第2回 6月30日 「桜区ブランド再発見」について協議</li> <li>・ 第3回 7月21日 桜区ブランド候補となる地域資源の抽出</li> <li>・ 第4回 9月15日 地域資源のアンケート結果について協議</li> <li>・ 第5回 11月10日 提言書の作成について協議</li> <li>・ 第6回 平成24年1月26日 提言書の作成について協議</li> <li>・ 第7回 3月14日 委員発意による協議テーマについて協議</li> </ul>

出典: 各指定都市に対する状況調査(平成24年6月)の結果をもとに作成

出典: 第30次地方制度調査会第15回専門小委員会資料  
(平成24年6月27日)

## 区単位の住民自治に関する組織の設置状況(任意設置)

### ◎ 該当 11市

	横浜市	川崎市
設置組織	泉区地域協議会 (平成21年4月設置)	区民会議 (平成18年 区民会議条例公布・施行)
委員構成(委員数)	<ul style="list-style-type: none"> <li>区内12地区に展開している「地区経営委員会※」から、各2名選出。委員合計24名</li> <li>※ 地区経営委員会:区内12の地区連合町内会の区域を単位として、自治会町内会のほか、地域で活動する団体で構成され、地区内の合意形成を図りながら課題解決に取り組む組織。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各区において、選出された区民により20名以内で構成(区民:その区の区域内に住所を有する人、その区の区域内で働き、若しくは学ぶ人又はその区の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいう。)</li> </ul>
選任方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>各地区経営委員会において推薦された者の中から、区長が委嘱する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>団体推薦</li> <li>公募(公募は、申込書及び小論文による書類選考)</li> <li>区長推薦</li> </ul>
任期	<ul style="list-style-type: none"> <li>2年(再任を妨げない)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2年(委員の在任期間は、附属期間等の設置等に関する要綱に基づき、就任時に通算10年を超えない範囲で各区の状況に合わせて運用することとしている。なお、各区において要綱で再任回数を規定しており、1～2回まで可としている。)</li> </ul>
所掌事務・権限	<ol style="list-style-type: none"> <li>地域に関わる区の施策について、区長の諮問を受け、審議し、答申すること。</li> <li>地域の課題解決について情報交換を行い、地区経営委員会の活動に反映させること。</li> <li>区の事務事業について、評価し、提言を行うこと。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区における地域社会の課題を把握し、その解決を図るための方針及び方策について調査審議を行うこと。また、その他、区民の参加及び協働による区における地域社会の課題の解決を図るために必要な事項について調査審議を行うこと。</li> <li>審議結果を適切な時期に区長に提出すること。</li> </ul>
報酬の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>報酬なし (会議出席した委員に費用弁償を支払う)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区民会議1回の出席につき8,000円</li> <li>専門部会1回の出席につき2,000円</li> </ul>
平成23年度の活動状況(標準的な区の例)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">&lt;他の自治組織・・・区民会議&gt;</p> <p>区民会議は、昭和49年に各区で発足し、区民相互の創意により、民主的な立場に立って話し合い、住み良いまちづくりを目指すことを目的として、現在6区で活動。</p> <p>区民会議で話し合われた内容は、要望・提言として、区役所へ提出し、区政に反映。</p> </div>	<p>第3期川崎区区民会議(平成22、23年度)</p> <p>【全体会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年度・・・3回</li> <li>平成23年度・・・3回</li> </ul> <p>【専門部会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>幹事会、高齢者部会、子ども部会、環境部会を設置。年5～7回程度開催。</li> </ul>

出典:各指定都市に対する状況調査(平成24年6月)の結果をもとに作成

## 区単位の住民自治に関する組織の設置状況(任意設置)

### ◎ 該当 11市

	相模原市	静岡市
設置組織	緑区区民会議・中央区区民会議・南区区民会議 (平成22年7月設置)	静岡市区民懇話会 (静岡市区民懇話会設置要綱)
委員構成(委員数)	25人以内で構成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区内のまちづくり会議から推薦された者</li> <li>・ 区内の公益的活動を行う団体から推薦された者</li> <li>・ 学識経験のある者</li> <li>・ 区内の住民(公募等) ・ 市長が特に必要と認める者</li> </ul>	各区10名程度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内全域を活動区域とする団体の代表者</li> <li>・ 区の区域に所在する団体の代表者</li> <li>・ 区民</li> </ul>
選任方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団体による推薦</li> <li>・ 公募による募集(選考委員会で選考) 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団体からの推薦又は市からの就任依頼により選出する。 (公募枠については、市職員(区役所・本庁)により各区ごとに組織する区民懇話会公募委員選考委員会にて選考する。)</li> </ul>
任期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2年</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 依嘱された日の属する年度の翌年度末 (最大2年、再任は1回まで)</li> </ul>
所掌事務・権限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区のまちづくりに関する必要な事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 懇話会は、次に掲げる事項について審議し区長に提案する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域の諸問題に関すること。</li> <li>2 区の魅力づくり事業に関すること。</li> <li>3 区民交流の促進に関すること。</li> <li>4 区の特性を活かしたまちづくりに関すること。</li> <li>5 その他、区における施策に関すること。</li> </ol> </li> </ul>
報酬の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報酬 日額12,600円 (費用弁償として、市外に住所を有する者について、住所地又は勤務地から会議等に参加するために必要とする鉄道賃又は車賃の実費を支給。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報酬 出席1回につき 8,000円 (費用弁償 出席にかかった交通機関運賃を実費にて支給)</li> </ul>
平成23年度の活動状況(標準的な区の例)	南区区民会議・・・平成23年度は12回開催(以下開催例) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第8回 平成23年 4月26日 「東日本大震災」に対する取り組み・課題について 南区の現状と課題の整理について</li> <li>・ 第19回 平成24年3月9日 南区区ビジョン答申案について</li> </ul>	葵区の例・・・年6回(以下開催例) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1回 平成23年5月25日 区民懇話会の概要について 第4期葵区区民懇話会の検討テーマについて 第4期葵区区民懇話会のスケジュールについて</li> <li>・ 第6回 平成24年2月29日 「安全・安心な地域コミュニティを考える」―地域防災力の向上を目指して―について</li> </ul>

出典: 各指定都市に対する状況調査(平成24年6月)の結果をもとに作成



## 区単位の住民自治に関する組織の設置状況(任意設置)

### ◎ 該当 11市

	名古屋市	京都市
設置組織	安心・安全で快適なまちづくり協議会 (設置時期:平成16年度) ※区によって名称が異なる	区基本計画推進組織を設置 (名称や設置時期は、区ごとに異なる)
委員構成(委員数)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域や事業者団体の代表、公共的団体、警察署等の関係行政機関などで構成</li> <li>※区によって異なる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>構成員及び人数については、各区の取組によって異なるが、概ね、自治会組織、学識経験者、事業者、NPO法人、市民公募委員など、様々な分野から幅広く区民に参画いただいているケースが多い。</li> <li>選出方法及び任期についても同様であり、例えば選出方法については、自治会組織からの推薦を依頼したり、公募による選出を行うなど多岐にわたっており、組織の活性化を図れるよう各区において工夫を行い選出を行っている。</li> </ul>
選任方法		
任期	<ul style="list-style-type: none"> <li>定めなし</li> </ul>	
所掌事務・権限	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置目的・・・安心、安全で快適なまちづくりに関する市民活動を推進し、地域の課題について総合的に取り組むため、市民及び事業者と協働し、公共的団体及び関係機関の参画を得て、区ごとに安心、安全で快適なまちづくりを推進するための組織を整備したもの。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来ビジョンを区民と共有し、個性あふれるまちづくりを展開するため、各区において基本計画を定めているが、幅広い区民の参加を図って取組が進められるよう設置している。</li> <li>各区において違いはあるが、概ね以下の取組を行っている。 <ol style="list-style-type: none"> <li>区基本計画に係る各事業の事業決定、実績報告</li> <li>区基本計画全体の進捗管理・評価</li> </ol> </li> </ul>
報酬の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>報酬なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>報酬・費用弁償の有無については、①無報酬、②旅費相当額を現物支給、③一定の謝礼を支払うなど、各区によって対応が異なる。</li> </ul>
平成23年度の活動状況(標準的な区の例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>町を美しくする運動</li> <li>交通安全市民運動</li> <li>青少年育成運動</li> <li>生活安全市民運動</li> <li>防災安心まちづくり運動</li> </ul> (上記の5つの活動の他、自転車駐車対策協力活動、犬猫ふん害等対策活動、歩行喫煙等対策活動など地域課題の解決に向けた活動に取り組んでいる。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動状況については、各区の状況に応じて、年数回程度(1回～6回程度)の実施を行っている。</li> </ul>

出典:各指定都市に対する状況調査(平成24年6月)の結果をもとに作成

## 区単位の住民自治に関する組織の設置状況(任意設置)

### ◎ 該当 11市

	大阪市	堺市
設置組織	〇〇区区政会議 (平成23年7月～9月設置) ※各区の区政会議開催要綱の施行期日によって異なる。	区民まちづくり会議 堺区(H20.12.1)、中区(H20.9.1)、東区(H20.12.1)、西区 (H20.11.1) 南区(H18.6.1)、北区(H20.10.1)、美原区(H19.12.7)
委員構成(委員数)	合計 7名～35名 ・公益活動を行う団体から推薦された者 6名～31名 ・委員に応募した者 1名～6名 ・区長が適当と認めた者 0～7名	合計人数は、各区によって異なり、15名から30名 ・区内の自治連合協議会が推薦する者 ・民生委員児童委員会など、公共的団体が推薦する者 ・公募による者
選任方法		・各種団体から推薦された者を選任 ・公募委員については、小論文等により選考
任期	・概ね1年～2年 ※再任については、「審議会等の設置及び運営に関する指針」において、「特に必要がある場合を除き、在任期間が引き続き4年を超えない、又は引き続き再任1回まで」とされている。	・懇話会として位置付けられているため任期はない。ただし、依頼期間としては2年程度。
所掌事務・権限	・区政運営及び区において実施される事務事業について意見を述べ、区政を評価する。	○当該区域に係る課題等に関する協議 ・地域の課題解決に向けた区と区民との協働による具体的活動等について協議 ・区の行動計画の進捗状況に関すること ・区の自主事業に対する企画提案
報酬の有無	・報酬、費用弁償ともなし。	・報酬なし (謝礼として、年間で5,000円の図書カードを支給する区もある)
平成23年度の活動状況(標準的な区の例)	・年2回実施:6区 ・年3回実施:12区 ・年4回実施:6区  (区政会議の設置根拠である「区における総合行政の推進に関する規則」において、区長は、必要に応じて区政会議の部会を開催することができることされており、平成23年度には、12区で分野・課題別の部会を開催している。)	<会議名称> 南区区民まちづくり会議 <開催実績> 全体会 年間6回 専門部会 ・交流班 年間4回 ・魅力班 年間7回 ・安心班 年間5回 その他活動 フィールドワーク等 年間10回

出典:各指定都市に対する状況調査(平成24年6月)の結果をもとに作成

## 区単位の住民自治に関する組織の設置状況(任意設置)

### ◎ 該当 11市

神戸市	
設置組織	区民まちづくり会議(平成6年10月)
委員構成(委員数)	各区分と原則として50名 ・自治会・婦人会・子ども会・老人クラブ・ふれあいのまちづくり協議会などの地縁系団体、ボランティア・NPO、大学関係者など
選任方法	・区長の推薦に基づき市長が委嘱
任期	・2年
所掌事務・権限	1 実践活動の企画・検討、実施、支援、提案等に関する事 2 活動等のテーマに関し、広く区民の声を聴く懇談会等の開催に関する事 3 その他、市政・区政に関する提言・提案及び目的を達成するために必要な活動に関する事
報酬の有無	・報酬なし
平成23年度の活動状況(標準的な区の例)	長田区区民まちづくり会議 (開催実績 平成22年度～平成23年度の2ヵ年) ・総会 全4回 ・各分会 全11回～18回

出典:各指定都市に対する状況調査(平成24年6月)の結果をもとに作成